

令和 7年 3月14日
(2025年)

業者各位

技術管理課

和歌山市情報共有システム活用要領等の一部改正について

このことについて、受発注者双方の業務効率化を図るため、予定価格1,000万円以上の建設工事および建設工事に係る委託業務において、受注者希望型で情報共有システムの活用を実施しているところです。

令和6年6月に公布された第三次・担い手3法において、ICT活用の取組の推進が規定され、本市においても取組を推進するため、和歌山市情報共有システム活用要領等の一部を改正し、予定価格1億5千万円以上の建設工事について、発注者指定型で情報共有システムを活用することとします。

1 改正内容

予定価格1億5,000万円以上の建設工事を対象とし、原則、情報共有システムを活用する。

2 適用時期

令和7年4月1日以降に公告する工事

3 その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市情報共有システム活用要領
- ・和歌山市電子納品運用ガイドライン